

平成 30 年度美瑛町障害者就労施設等優先調達推進方針

平成 30 年 5 月 14 日 制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

- (2) 障害者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※①障害者の雇用数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障害者等

【在宅就業障害者等】

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象となる物品等

町の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

6 調達の目標

平成 30 年度調達目標を、次のとおり設定する。

- (1) 物品 目標額：20 万円
- (2) 役務 目標額：160 万円

7 調達の推進方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定及び美瑛町財務規則（平成 7 年規則第 1 号）等に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に保健福祉課から各機関に対して情報提供を行うものとする。
- (3) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。